

# 令和4年度愛媛県強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）募集要領

## 1 目的

自傷、異食、他害など生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す「強度行動障がい」を有する者に対して、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とします。

## 2 実施主体

特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会  
(愛媛県指定事業者 愛媛県指令 3障第 544号取得済)

## 3 日程（詳細な時間割等については、別添カリキュラム参照のこと。）

令和 5 年 1 月 12 日（木）、13 日（金）の 2 日間とします。

## 4 会場 愛媛県武道館 大会議室 <http://www.ehimekenbudoukan.or.jp/>

〒790-0948 愛媛県松山市市坪西町 55 | TEL089-965-3111 FAX089-965-3388

## 5 受講対象者

所属する法人等の長（以下「所属長」という。）の推薦を受けた者のうち、次の要件を満たし、全ての課程を受講できる方を対象とします。

原則として、愛媛県内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設において、知的障がい若しくは精神障がいのある児者を対象にした支援業務に現に従事している方、又は今後従事する予定のある方で、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）を受講済み、あるいは令和4年度愛媛県強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）の受講が決定している方。

また、定員の都合上、応募超の場合は上記要件に該当する方のうちで先着順とさせていただきます。

## 6 受講定員

研修の受講定員は、80人程度。

地域のコロナウイルス感染状況等によっては、開催の中止や、開催方法の変更等の対応をとることがあります。その場合、受講決定された方にご連絡致します。当協会ホームページにも情報を掲載しますので、ご確認をお願いします。

## 7 受講料

研修に要する受講料として、次のとおり負担していただきます。

### 【受講料：20,000 円】

- ※ 受講料の支払方法は、事前の振込のみとします。(振込手数料は受講者負担です。)
- 納入された受講料は、全課程修了できなかった場合、および項目 11 の注記によって受講を取り消した場合においても返金しません。
- 受講料を納入した上で、受講日までに事前にキャンセルした場合であっても原則として返金できません。申込み時点において受講の実現性について熟慮して申し込んで下さい。

## 8 受講申し込み手続き

受講申し込みには、別添受講申込書（様式第 1 号）を、この要領の 13 にある特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会まで、郵送にて提出して下さい。（郵送以外は受付致しません。）

### 提出期限：令和 4 年 11 月 18 日(金)※必着

- 注1 修了者に修了証書が交付されますので、受講者の氏名、生年月日については、楷書で明記するとともに誤字・脱字のないように丁寧に記入してください。申込書記入間違いによる、修了証書の修正、再発行は有料となりますので再度、ご確認の上お申し込みください。
- 注2 障がいにより特別な配慮を必要とする場合は、その旨を受講申込書の所定の欄に記載してください。可能な範囲で対応致します。但し、会場の構造上の問題等、事務局対応の及ばない場合は対応出来ません。
- 注3 申込書に記載漏れや記載ミスがある場合は申込書受理できない場合があります。
- 注4 法人事務で申込書を記入し手続きを行ったため、募集要項、申し込み内容を本人に確認させず受講される法人が目立ち、会場到着後の質問や、受講票の持参忘れが増えています。このような状況が継続的に起こっている法人は、今後、研修受講を検討させていただく場合がございます。必ず、受講決定者への周知をお願いします。

## 9 受講決定通知

受講の可否を「所属長あて」に令和 4 年 12 月 2 日(金)頃までに郵送にて通知します。万が一、期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが、項目 13 のお問い合わせ先までご照会ください。

## 10 受講の確定手続き

受講決定通知が発出された方が、予め受講料を振り込む事で受講を確定致します。  
(現金での当日対応は致しません。お振込みの確認が出来ない場合は、受講出来ませんの

【振込先】	
銀行名	愛媛銀行 森松支店
口座種別	普通預金
口座名義	トクテイヒ エイリカツドウホウジンエヒメケンチテキショウガイシャフクシキョウカイ 特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会 リジチョウ ニュウノヤ タカユキ 理事長 丹生谷 孝之
口座番号	4314534

でご注意ください。)

### (1) 入金期限：令和 4 年 12 月 23 日(金)

- 入金締切日までに入金を確認出来ない場合は、自動的に受講を辞退されるものとみなし、事務局からの確認の連絡は行いません。
- 合理的な理由により入金が遅れる場合は、必ず締切日までに事務局までご相談ください。(締切後のご相談には一切応じられませんので、十分にご注意下さい。)

(2) 振込み手数料は各自でご負担願います。

(3) 領収書は発行しませんので、振込みの際の控えを領収書としてお取扱いください。

(4) 振込用紙「ご依頼人名」のフリガナ記載時に、受講通知決定に記載してあります受講番号を頭に必ず付けて下さい。この番号でご入金を確認させていただきますので、記入漏れの無いようにご注意下さい。法人や事業所で複数名を一括入金される場合は、どなたかの受講番号を代表として記入した上で、事務局まで内訳をご連絡下さい。

## 11 修了証書の交付

修了の認定については講師等で編成する修了認定会議で研修の全課程を修了したと認められた者に対し交付します。

注1 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合、及び理由なく 10 分以上の途中退席がある場合は欠席扱いとします。(それ以降の授業は受けられません。)

注2 次の各号のいずれかに該当する時は、その場で受講取消にする場合があります。

- ① 遅刻を繰り返す者。(授業の度に数分の入室遅れをする事)
- ② 学習意欲が著しく欠け(授業中の居眠り、スマホ操作等を含みます。)修了の見込がないと認められる者。
- ③ 研修の秩序を乱し、その他の受講者に迷惑な行為を及ぼす者。

## 12 その他

- 昼食は各自で対応をお願いします。
- 研修中の宿泊や駐車料金などはご自身でご負担してください。
- 駐車場内のトラブルに対して当協会は一切関知しません。
- 新型コロナウイルス感染症等による辞退の可能性も考慮してお申し込みください。

※受講料の返金は致しません。

## 13 研修内容等に関するお問合せ先・申込み先

〒791-1121 愛媛県松山市中野町甲 640 番地  
特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会 事務局

e-mail:  [behavioral@welfare.ehime.jp](mailto:behavioral@welfare.ehime.jp)

Web:  <https://www.welfare.ehime.jp/>

【お願い】 お問い合わせ等への対応は、行き違いを避ける為に原則としてメール対応とさせていただきます。ご理解の上ご協力をお願い申し上げます。

---

### 郵送用宛名ラベル

〒791-1121  
愛媛県松山市中野町甲 640 番地 はばたき園内  
愛媛県知的障害者福祉協会 事務局 行

強度行動障がい支援者養成研修（実践）